岩倉市産後ケア事業実施要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、子どもを産み、育てやすい体制の整備を図るため、保健指導を必要とする母子に対して、心身のケア、育児の支援その他母子の健康維持及び増進に必要な支援を行う岩倉市産後ケア事業（以下「事業」という）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条 事業を利用することができる者は、市内に住所を有する産後４か月未満の産婦及びその乳児、訪問型においては、産後 1 年未満の母親及びその乳児であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、医療行為の必要な者を除く。

（１）産褥期の身体機能の回復について不安を抱え、保健指導を必要とする者

（２）産婦であって、育児不安があり、保健指導を必要とする者

（３）その他産後の経過に応じた休養や栄養の管理等、日常の生活面について保健指導を必要とするもの

２　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める者は、事業を利用することができる。

（事業の実施施設）

第３条　事業の実施施設は、市長と委託契約を締結した医療機関等（以下「受託機関」という。）とする。

（事業の種別）

第４条　事業の種別は、次に掲げるとおりとする。

（１）宿泊型　医療機関等の施設において行う宿泊による休養の機会の提供及び支援をいう。

（２）訪問型　助産師が対象者の自宅を訪問して当該自宅において行う支援をいう。

（３）通所型　医療機関等の施設において行う日帰りによる休養の機会の提供及び支援をいう。

（事業の利用期間）

第５条　事業を利用できる期間は、次のとおりとする。

宿泊型、訪問型、通所型それぞれ原則として７日。ただし、母子の状況により引き続き事業の利用が必要と認められる場合には、更に７日を限度として延長することができる。

（保健指導の内容）

第６条　事業による保健指導の内容は、次のとおりとする。

（１）産婦の身体的ケア、保健指導及び栄養指導

（２）産婦の心理的ケア
（３）適切な授乳のためのケア（乳房ケアを含む。）
（４）育児に必要な手技についての具体的な指導及び相談
（５）生活の相談及び支援
（６）その他必要な相談、保健指導及び情報提供

（利用の申請、決定等）

第７条　事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市産後ケア事業利用申請書（様式第１）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、事業の利用を決定したときは、岩倉市産後ケア事業利用承諾通知書（様式第２）により、却下したときは、岩倉市産後ケア事業利用却下通知書（様式第３）により、該当申請者に通知するものとする。

３　市長は、事業の利用を承諾したときは、受託機関に対し、事業の利用を承諾した申請者（以下「利用者」という。）に関する必要な情報を岩倉市産後ケア事業利用依頼書（様式第４）により提供するものとする。

４　第１項の利用の申請は、事業を利用する前に行うことを原則とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、事業の利用開始後、速やかに申請するものとする。

（申請内容の変更等）

第８条　利用者は、前条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、岩倉市産後ケア事業利用変更申請書（様式第５。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請があったときは、該当申請をした利用者の状況を調査の上、岩倉市産後ケア事業利用変更承諾通知書（様式第６）又は岩倉市産後ケア事業利用変更却下通知書（様式第７）により、速やかに当該利用者に通知するとともに、岩倉市産後ケア事業利用変更依頼書（様式第８）により、受託機関に当該変更内容を通知するものとする。

３　利用者は、事業を利用する日程を変更し、又は事業の利用を中止する場合は、宿泊型及び通所型は利用日の前日の午後５時までに受託医療機関に、訪問型は前々日の午後５時までに訪問する助産師に連絡するとともに、速やかに変更申請書を市長に提出しなければならない。

（委託料）

第９条　市は、別表第１に定める事業に要する費用（日額）から別表第２に定める自己負担額（日額）を控除した額に利用日数を乗じて得た額を、委託料として受託機関に支払うものとする。

２　当該利用に係る乳児が多胎児の場合は、市長は、多胎児２人目以降１人につき別表第１に定める加算額から別表第２に定める加算額を控除した額に利用日

数を乗じて得た額を前項の額に加算して、受託機関に支払うものとする。

（利用料）

第１０条　利用者は、事業を利用するときは、別表第２に定める自己負担額（日額）に利用日数を乗じて得た金額を、受託機関に直接支払うものとする。

２　当該利用に係る乳児が多胎児の場合は、利用者は、多胎児２人目以降１人につき別表第２に定める多胎児２人目以降等の１人当たりの加算額（日額）に利用日数を乗じて得た額を前項の額に加算して、受託機関に直接支払うものとする。

３　利用者が第８条第３項の期限を過ぎて受託機関に日程の変更をした場合は、中止として取り扱い､利用者が次条第１項各号に該当するものにあっては市が、該当しないものにあっては利用者が、宿泊型及び通所型にあっては１，０００円を、訪問型にあっては２，４００円を受託機関に支払うものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

（利用料の減免）

第１１条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料を減免することができる。

（１）　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による扶助を受ける者

（２）　個人市県民税非課税世帯に属する者

（３）　特に市長が減免を必要と認めた者

２　利用者は、前項の減免を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が閲覧又は照会によりその内容を確認することができる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

（１）　前項第１号に掲げる者　生活保護を受給していることを証明する書類状況

（２）　前項第２号に掲げる者　前年（１月から５月までの間に申請を行う場合は、前々年）の所得課税証明書

（実施報告及び委託料の請求等）

第１２条　受託機関は、事業完了後速やかに岩倉市産後ケア事業（宿泊型・通所型）実施報告書（様式第９）又は岩倉市産後ケア事業（訪問型）実施報告書（様式第１０）（以下これらを「報告書」という。）を添えて、岩倉市産後ケア事業利用報告書兼請求書（宿泊型）（様式第１１）、岩倉市産後ケア事業利用報告書兼請求書（訪問型）（様式第１２）又は岩倉市産後ケア事業利用報告書兼請求書（通所型）（様式第１３）（以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

２　受託機関は、事業の実施に際して重大事案等が発生した場合は、国が定める報告様式により速やかに市長に報告しなければならない。

（委託料の支払）

第１３条　市長は、受託機関から前条の委託料の請求を受けたときは、報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、該当請求書を受理した日から３０日以内に委託料を支払うものとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第９条関係）

	宿泊型	訪問型	通所型
事業に要する費用（日額）	３０，０００円	１２，０００円	２０，０００円
多胎児２人目以降の １人当たりの加算額（日額）	３，０００円	６，０００円	２，０００円

別表第２（第９条、第１０条関係）

階層区分		宿泊型		訪問型		通所型	
		自己負担額(日額)	多胎児２人目以降の１人当たりの加算額(日額)	自己負担額(日額)	多胎児２人目以降の１人当たりの加算額(日額)	自己負担額(日額)	多胎児２人目以降の１人当たりの加算額(日額)
Ⅰ	生活保護･市民税非課税世帯	０円	０円	０円	０円	０円	０円

Ⅱ	課税世帯	利用者につき通算５日目まで	３，５００円	６００円	０円	１，２００円	１，５００円	４００円
		利用者につき通算６日目以降	６，０００円	６００円	２，４００円	１，２００円	４，０００円	４００円

備考

１　この表において「生活保護世帯」とは、生活保護法による被保護世帯をいう。

２　この表において「市県民税非課税世帯」とは、申請時の年度（４月から５月までの間に申請を行う場合については、前年度）の個人市県民税が非課税の世帯をいう。

３　この表において「課税世帯」とは、生活保護世帯及び非課税世帯以外の世帯をいう。